

代 表 者

行 政 視 察 報 告 書

平成 30 年 4 月 4 日

各 会 派 代 表 者 殿

呉市議会議員

沖 田 範 彦

次のとおり行政視察したので報告します。

1. 視察期日

平成 30 年 3 月 27 日 (火) ~ 29 日 (木)

2. 調査項目

岩手県紫波郡紫波町 オガールプロジェクトについて

文部科学省 コミュニティスクールの推進について

3. 参加議員

沖田範彦議員

岩手県紫波郡紫波町

・調査項目

オガールプロジェクトについて

・調査対応者

オガール紫波(株) 取締役 八重嶋 雄光 氏

・調査期日

平成30年3月28日(水) 9:30~12:00

・紫波町の概要

- ・人口: 33,387人
- ・世帯数: 11,876世帯

・調査目的

新駅を中心とした駅前地区の開発に伴う背景と現状について調査するため。

・調査内容

【紫波町からの説明等】

新駅設置運動に始まり、町は駅予定地前の土地10.7ヘクタールを先行取得(28.5億円)した。

平成10年3月に紫波中央駅が開業したものの、パークアンドライド方式の駅駐車場を部分開業しただけで、町財政が悪化し、事実上計画の凍結となり、土地が塩漬けとなった。

平成19年当時の藤原町長の強いリーダーシップの下で、「公民連携のまちづくり」を宣言した。国の都市づくり推進機構のOBである岡崎正信氏をキーマンとする公民連携組織「PPP」を立ち上げ、東洋大学大学院との協同で計画策定を行い、平成19年8月には町民250人参加する中で可能性調査結果の発表会を行い、理解を求めながらオガールプロジェクトをスタートさせた。

オガールとは「成長」を意味する地区の方言「おがる」と駅を意味するフランス語「ガール」を組み合わせた造語だという。

平成21年6月にオガール紫波株式会社を設立し、株主には紫波町39パーセントの他、農協、テレビ岩手、地元銀行、信金等10者が出資し、その目的は

- ① 官と民が連携するためのエージェントの役割を担う
 - ② 町の発展と町民の幸を目指すこと
- の2点を掲げている。主な事業は

- ① 駅前整備事業（オガールプロジェクト）の推進，調整
- ② 不動産開発
- ③ 企画・管理運営
- ④ 産直「紫波マルシェ」管理運営（平成24年6月～）
- ⑤ オガールレストラン運営（平成26年7月～）

を行っている。ちなみに，産直マルシェは年間5億3,700万円の売り上げがあるという。

オガールプロジェクトは，その基本理念・概念として

- ① 官の持つ公正・公明性と，民の持つスピード感を生かすこと
- ② 地域内での物の循環を行う
 - イ 地場産木材を使つての施設づくり
 - ロ 大手建設会社ではなく，全て地元建設会社で行う
 - ハ クリーンエネルギーの活用

を掲げ実行している。

また，本計画を策定するに当たり，オガールデザイン会議を立ち上げ（平成21年6月）専門家の意見を広く求め，オガールエリア内に①エネルギーステーション②オガール本社③役場庁舎④宅地分譲⑤サッカー場⑥バレーボール専用アリーナ⑦図書館⑧マルシェを中心とした商店等⑨各業種のテナント⑩保育所（東京八王子市内の法人が設立）等が配置され，官民複合による構成となっている。

実績・効果として，民間投資誘発，住んでみたい行ってみたいという人が増え，不動産の価値の向上となっている。また，会社も昨年度配当が出せる状態になったとのことである。

【呉市での展開の可能性】

官の信用性，民のスピード感と活力を生かす事業が展開されており，呉市においては，休眠中となっている呉駅前そごうを中心とした開発を行うに当たって無の状態からスタートしたオガールプロジェクトとは比較することは，多少無理があると思われませんが，人を呼び込み，魅力を発信していくための手法としては大いに参考としていけるのではないかと感じた。

文部科学省

・調査項目

コミュニティ・スクールの推進について

・調査対応者

文部科学省 初等中等教育局参事官（学校運営支援担当）付
専門職 相田 康弘 氏

・調査期日

平成30年3月29日（木） 10:00～11:00

・調査目的

コミュニティ・スクールの推進していくための調査。

・調査内容

【相田専門官からの説明等】

コミュニティスクールの制度が導入されたが、制度の十分な理解が進まない状況にあった。

平成27年3月に教育再生実行会議から第6次提言がなされ、平成27年12月に中央教育審議答申が出され、続いて平成29年3月に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部が改正された。

その内容と主な改正ポイントは

1. 全ての公立学校において、学校運営協議会制度を導入した学校（コミュニティスクール）を目指すべき
2. 各教育委員会がコミュニティスクールの推進を図っていくよう、現在任意設置となっている学校運営協議会の制度的位置づけの見直しも必要とした上で、6つの項目が定められた。

法律第47条の6で、コミュニティスクール（学校運営協議会制度を導入した学校）の主な3つの機能が示され、

1. 校長が定められた学校運営の基本方針を承認する
2. 中学校運営について教育委員会または校長に意見を述べるができる
3. 教職員の任用に関して、教育委員会に意見を述べるができる

とし、地域の声を積極的に生かし、地域と一体となって特色ある学校づくりを進めていくよう定められた。この事により、地域と学校が共通の目標を持つことができるようになるとしている。

【呉市での展開の可能性】

呉市ではこれまで、コミュニティ制度の導入に積極的でなく、どちらかと言えば「問題が多い」として取り組む姿勢が全くなかった。小中一貫教育に力を入れ旧態依然の取り組み方式から抜けられずに、それを良としてきている。

国も呉市だけに限らず、全国的に見渡しても、似たり寄ったりの状態を打破すべく、指導の強化を行おうとしてきた。したがって呉市も、新しい教育長の下で、加えて県も新教育長に期待をかけ、女性教育長を登用した。つまり、人間の生きていく上での最も大切な時期にある「呉っ子」をよりよく導いていくための方針を見つめ直していく絶好の機会として捉え、取り組んでいってほしい。意識の転換が図れるものと期待している。